

★基本施策4 幸せを想像できる子育て支援への体制づくり

(1) 妊娠期からの切れ目ない伴走型支援

現状と課題

こどもが生まれる前から、こどもの誕生、成長において、こどもと子育て家庭への切れ目ない支援を目指して体制づくりを進めています。親子の困り事に寄り添い、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて、親子の健康保持と成育環境の向上を図るため、子育て支援のネットワークの強化を図っていくことが重要です。

施策の方向

親子の置かれた環境やこどもの成長段階に応じた成育環境の向上を図り、子育て支援のネットワークを強化します。

家庭環境に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につなげることができるよう、切れ目のない伴走型の支援体制の拡充を図ります。

【主な取組・事業】

取組・事業	取組内容		
こども家庭センター 運営事業【再掲】 (こども相談課)	妊娠届出時における面談や、妊婦健康診査、新生児訪問、乳幼児健康診査など、あらゆる機会を通して、支援が必要な家庭を把握するとともに、妊産婦や子育て家庭と接点を有する多様な機関と日常的な連携関係を構築し、共にこどもや家庭を支えていく体制を整える。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
妊婦等包括相談支援 事業 (こども相談課)	妊娠・出産された方が安心して出産・子育てができるよう、妊娠届出時、妊娠8か月頃、出産後に面談を行い、情報提供や相談に応じる。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期

(2) 支え合いによる包括的な子育て支援

現状と課題

子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化が必要です。

こども・子育て家庭を支援している機関等からは、支援（活動）を行う中で「人材の確保」、「他部署や他機関との連携」が難しいという意見が多くみられます。また、困難を抱えるこども・若者や保護者のために必要だと思える支援・制度として、経済的支援、放課後や長期休暇中の居場所支援などがあげられています。

施策の方向

子育て当事者の誰もが、子育てにおいて困難な状況に陥ることが無縁ではないという認識の下、子育て家庭の支援ニーズを把握し身近な地域で安心して生活できる取組を促進します。

障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者、医療的ケアが必要なこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

【主な取組・事業】

取組・事業	取組内容		
こども家庭センター 運営事業【再掲】 (こども相談課)	妊娠届出時における面談や、妊婦健康診査、新生児訪問、乳幼児健康診査など、あらゆる機会を通して、支援が必要な家庭を把握するとともに、妊産婦や子育て家庭と接点を有する多様な機関と日常的な連携関係を構築し、共にこどもや家庭を支えていく体制を整える。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
障害児通所給付事業 (障がい者支援課)	障がい児に療育の場を提供するため、児童福祉法に基づく児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の利用を支援する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
障害児・者生活サポート事業補助金 (障がい者支援課)	障がい者(児)またはその家族の要請に基づき、市に登録された団体による送迎や一時預かり、派遣による介護サービス等の提供に要した費用を助成する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期

取組・事業	取組内容		
ふじ学園運営事業 (障がい者支援課)	児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして、日常生活に必要な知識や技能を習得させるため、児童の特性や能力に応じた専門的な療育及び集団生活への適応訓練を行う。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
男女共同参画推進 事業 (人権共生課)	男女共同参画社会の実現を目指すとともに、ドメスティック・バイオレンスに対応する配偶者暴力相談支援センターを運営し、困難を抱えるこどもや保護者を支援する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
市内子育て支援団体 ネットワーク (こども育成課)	市内の「地域子育て支援拠点施設」と独自に子育て支援に取り組んでいる「子育て支援団体」をネットワーク化した「春日部市地域子育て支援協議会」を設置。子育て情報の発信を行う。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
各種イベント実施事業 (こども育成課・関係各課)	ワーキンググループ提案施策「市役所から始めるこどもまんなかタウン」 ・本庁舎等でのイベントや説明会などの開催時に、こどもを預かれるような仕組みを検討し、配慮する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期

(3)ひとり親家庭等への支援

現状と課題

ひとり親家庭の子育ての相談相手は「身内の人（親・兄弟姉妹など）」が 75.9%と多いものの、保護者全体の 84.3%と比べると 8.4 ポイント低く、「近所や地域の人」への相談も 3.4%（全体 13.6%）となっており、相談相手が少ない傾向がみられます。

ひとり親家庭は増加傾向であり、ひとり親家庭の抱える課題は多様化しています。保護者の就労、仕事との両立支援や子育て・生活支援、経済的支援とともに養育費の確保支援や相談支援を行い、ひとり親家庭のこどもの育成を支援していくことが重要です。

施策の方向

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進の観点から養育費の取決めの促進とともに養育費の確保の支援等を図ります。

また、経済的な理由により学びを諦めることがないよう自立に向けた支援を創設します。

【主な取組・事業】

取組・事業	取組内容		
ひとり親養育費確保支援事業 (こども育成課・こども相談課)	離婚を考えている、または離婚をした保護者に対し、養育費や面会交流の取り決めなどこどもの養育に関する相談を、1人1回 60 分枠として弁護士相談を実施する。養育費の確保支援のため、養育費に関する公正証書作成促進補助、養育費の保証契約締結費補助、裁判外紛争解決手続(ADR)補助を行う。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期
こどもの生活・学習支援事業 (こども育成課) ＜重点事業＞	大学等を受験する際の受験料の補助を行うことにより、経済的課題を抱えるひとり親家庭や低所得の子育て世帯のこども・若者を支援する。		
	こどもの誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期